子どもの人権

貧困世帯の子どもや外国人の子どもが抱える問題、いじめや体罰、それらに起因する自殺、児童虐待、児童買春や児童ポルノなどの性的搾取といった人権問題が発生しています。子どもが一人の人間として、また権利の主体として最大限に尊重される社会にするには、何が必要なのでしょうか。

基礎知識編

1　子どもを取り巻く状況（全国）

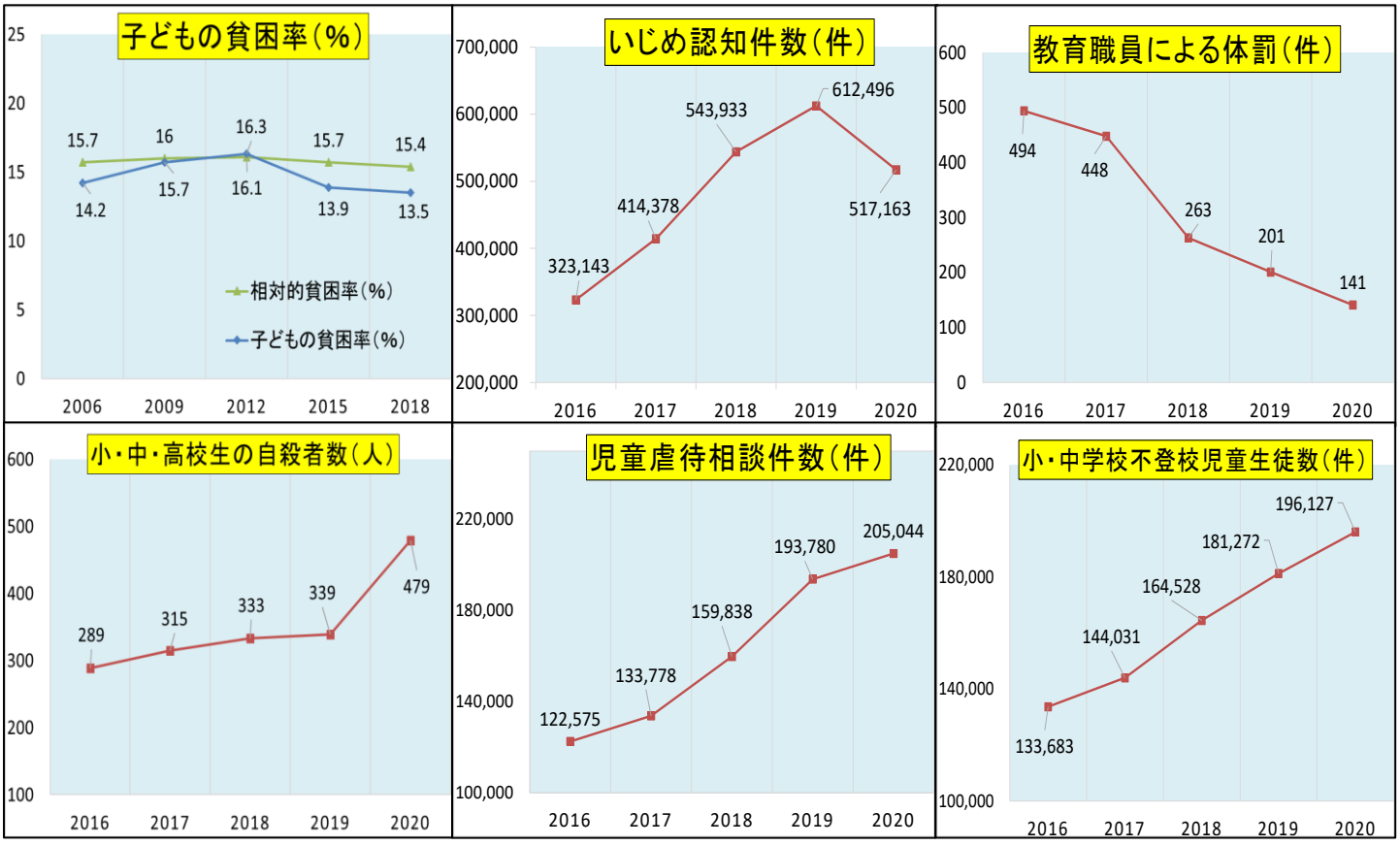

用語解説

※子どもの貧困…日本における「子どもの貧困」とは「相対的貧困」にある 18 歳未満の子どもの存在及び生活状況のこと

※相対的貧困…その国の等価可処分所得（世帯の可処分所得を世帯人員の平方根で割って調整した所得）の中央値の半分に満たない世帯のこと

子どもの人権を守るためには、みなさんの力が必要です

２　児童の権利に関する条約（子どもの権利条約）の４つの権利

「子どもの権利条約」は、子ども（18 歳未満）は権利をもつ主体と位置付け、大人と同じく一人の人間としてもっている権利を認めています。さらに、大人へと成長する途中にあり、弱い立場にある子どもたちには保護や配慮が必要な面もあるため、子どもならではの権利も定められています。

生きる権利	育つ権利	守られる権利	参加する権利
すべての子どもの命が守られること	医療、教育や生活支援を受けたり、友達と遊んだりして、もって生まれた能力を十分に伸ばして成長できること	暴力や搾取、有害な労働などから守られること	自由に意見を表したり、団体を作ったりすること

３　子どもの権利を保障するために

(1) 体制づくり

活動を通じて、保護者が安心して子育てできる環境づくり、すべての子どもたちの成長を地域全体で支えていける体制づくりを進めていくことが必要です。

(2) 見守り

地域における活動では、日常的に多くの保護者や子どもたちと触れ合います。いつもと違う様子や言動など、皆さんの気付きが子どもたちを守るきっかけになります。

また、活動の際には、大人が用意しすぎず、安心して失敗し、子どもが課題意識をもって取り組めるよう見守ることで、主体的に取り組む意識が芽生えます。

(3) 声かけ

児童虐待は、地域からの孤立やサポートの薄さ、育児のストレスなどの様々な要因が複雑に絡み合って起こると考えられています。皆さんの声かけや日頃からのつながりが、保護者の不安を軽減することにもつながります。

また、子どもたちが社会と接点を持ち、多様な人とつながることは、社会を広く知り、自分の活動が誰のためになるかを知るなど、心豊かに成長する機会につながります。

(4) 連携

学校や子ども家庭支援センターなどの関係機関や、スクールソーシャルワーカーなどの専門家と連携することは、いざというときの相談・通告を円滑に進める上で効果的です。

４　子どものサインに気付いたら？　～地域でできること～

子どもの人権は問題が見えにくく、子ども自身が人権を侵害されているということを認識していないケースが多くあります。子どもの命を一番に考え、迷わず相談・通告することが大切です。

(1) 支援の必要性・緊急性の判断

高 緊急性

ア　**要保護レベル**…「虐待」が疑われる場合は、直ちに**通告**が必要（支援の緊急性が高い）

イ　**要支援レベル**…個別又はネットワークでの**支援**が必要（①～③の順で確認）

① 本来守られるべき「子どもの人権」が守られているか

② 家族の状況はどうか

③ 子どもの状況・本人の認識や意向はどうか

ウ　**要配慮レベル**…声かけやネットワークでの**見守り**が必要

（本人が苦痛を感じているが、周囲に気付かれていない可能性がある）

早期に要配慮レベルで気付き、子どもの人権を守ることが重要！！

(2) 信頼できる人や人権擁護委員・関係機関に連絡・相談

- 法務省「みんなの人権１１０番」　0570-003-110（全国共通）
- 法務省「子どもの人権 １１０ 番」　0120-007-110（全国共通・無料）
- 厚生労働省「児童相談所児童虐待対応ダイヤル」　１８９（全国共通・無料）
- 福知山児童相談所　0773-22-3623

(3) 地域のみなさんで子育て応援

子どもだけでなく、親も同様に傷つき、助けを求めています。

だからこそ、地域の力や近所のみなさんの支えが必要です。責めるのではなく、手を差しのべませんか？　また、子育ての悩み、声に出してみませんか？

ポイント　その**第１歩**は **関係づくり** です。

- その人が何に困っているのか、**傾聴** することが大切です。

（傾聴…耳を傾け聴くこと。熱心に聴くこと。）

- 「自分のことをわかってくれている」「関心を向けてくれている」と感じることで、**信頼関係** が深まります。
- そして、徐々に子育て世帯や地域の支援拠点や公的サービスに **つなげる** ことができれば、一人で悩まず、相談したり情報交換したり悩みを相談できる機会が作られます。

どの子も取り残されることなく、周囲からの愛情や信頼、期待などに

「包み込まれているという感覚」 を持てる地域づくりを！！

ワークショップ編

１　みなさんはどう考える？（参加型学習の発問例）

Q1. 地域の子どもたちが、どんな大人になって欲しいですか？

Q2. 地域の子どもたちが主体的に活動するためには、どんなことが考えられますか？

Q3. 今日から一つ行動するなら、何ができそうですか？

２　視聴覚教材

タイトル名（対象）	分類	内容	時間	備考
見上げた青い空 （中学・高校・一般）	ドラマ (DVD)	いやがらせメール、プロフ、掲示板、など匿名性が高いネットに関わる巧妙かつ残酷ないじめの現実から、改めて“いじめ”について考える作品です。	34 分	京都府丹後教育局所有 (No.2)
君が、いるから （中学・高校・一般）	ドラマ (DVD)	テーマは「子ども・若者の人権」で、虐待やいじめに悩む子どもや若者に対する理解が進む作品です。	33 分	京都府丹後教育局所有 (No.23)
虐待防止シリーズ 児童虐待 （中学・高校・一般）	ドラマ 解説 (YouTube)	子どもに対する虐待の事例をドラマで描くとともに、問題点や第三者としての関わり方について、専門家の解説を加えながら紹介しています。	15 分	YouTube 法務省 チャンネル
貧困を背負って生きる子どもたち 仁の物語 （中学・高校・一般）	ヴィジュアル ノベル (YouTube)	実話をもとに制作されたヴィジュアルノベル（文章に写真や音楽を加えたもの）。地域として何ができるのかを考える動画です。	10 分	YouTube NPO 法人山科醍醐 こどものひろば

＜参考資料＞

- 『2019 年国民生活基礎調査の概況』　厚生労働省　(2020)
- 『令和２年度　児童相談所での児童虐待相談対応件数』　厚生労働省　(2021)
- 『令和元年度　児童生徒の問題行動・不登校等生徒指導上の諸課題に関する調査結果の概要』文部科学省　(2020)
- 『令和２年度　児童生徒の自殺者数に関する基礎資料集』文部科学省(2021)
- 『子どもの権利条約カードブック』(第３版)　ユニセフ　(2019)
- 『人権の擁護』　法務省人権擁護局(2020)
- 『児童虐待への対応のポイント～見守り・気づき・つなぐために～』　文部科学省　(2021)
- 『ヤングケアラー早期発見・ニーズ把握に関するガイドライン案』　三菱 UFJ リサーチ&コンサルティング　(2020)

※公民館長・主事の皆様へ

本リーフレットと一緒に「公民館における人権学習プログラム」・別冊資料「No.1(LGBT)」「No.2(障害のある人の人権)」「No.3(インターネットと人権)」についても是非ご活用ください。

丹後人権教育行政担当者等研究協議会（事務局　京都府丹後教育局）

TEL 0772-22-4504　FAX 0772-22-0479